

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	世田谷区
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/168/d00149166.html">http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/168/d00149166.html</a>

執行機関名 世田谷区長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年9月世田谷区条例第50号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	37	
番号法別表第2の項	57	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1区長の部第12号 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年9月世田谷区条例第50号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第1条
事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父若しくは母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年9月世田谷区条例第50号)、 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年12月世田谷区規則第73号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第5条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第4条 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第14条第1項第5号
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者、その配偶者又は当該申請を行う者の扶養義務者(条例第4条第1項第2号の扶養義務者をいう。)で当該申請を行う者と生計を同じくするものに係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第3条第1項、 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第14条第1項第3号
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該申請に係る児童(条例第2条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。)に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヘ	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第3条第2項第2号、 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第9条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	手当支給児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
特定個人情報4		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 八	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第2条第1項、 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第3条

情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ㊀	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第3条第2項第2号、世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第9条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七の二第一項の措置に係る部分に限る。)	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る、児童福祉法第7条第1項に規定する施設に対する第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第9条第1項
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	条例第9条第1項の規定による申請事項の変更又は第三者行為の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第4条 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第14条第1項第5号
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者、その配偶者又は当該届出を行う者の扶養義務者で当該届出を行う者と生計を同じくするものに係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第3条第1項、世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第14条第1項第3号
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		

根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 へ	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第3条第2項第2号、 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第9条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	手当支給児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
特定個人情報4		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 八	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第2条第1項、 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第3条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ㊀	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第3条第2項第2号、 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第9条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七の二第一項の措置に係る部分に限る。)	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る、児童福祉法第7条第1項に規定する施設に対する第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第9条第2項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	条例第9条第2項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 二	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第9条第2項 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第20条第4項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者、その配偶者又は当該申請を行う者の扶養義務者(条例第4条第1項第2号の扶養義務者をいう。)で当該申請を行う者と生計を同じくするものに係る道府県民税に関する情報

特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ホ	世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第9条第2項 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第20条第4項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該申請に係る児童(条例第2条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。)に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--